

## 杉浦家の江戸期の家法

—— 成立時期と条目数について ——

杉浦家は、寛文三年（一六六三）創業の京都の商家（屋号、大黒屋）である。同家には、江戸期に作成された家法として、三代杉浦三郎兵衛利軌（法名、宗夕）による「定目」と、四代杉浦三郎兵衛利喬（法名、宗仲）による「家内之定」「家業之定」がある。これらはこれまでに、岡光夫・宮本又次・藤田彰典氏らが商家の家訓として紹介しているが、それら三氏による家法には条目数や内容に部分的な違いが認められる。本稿はその理由について検討したものである。

はじめに

杉浦三郎兵衛家<sup>①</sup>は、大黒屋の屋号で呉服太物小間物類を取扱った京都の商家である。大黒屋の創業は寛文三年（一六六三）で、江戸期には京店を本店として江戸に二店舗（石町店・本所店）、そして岐阜と大坂にも出店をもつ大店であった。

杉浦家には江戸期に作成された家法として、三代杉浦三郎兵

植田 知子

衛利軌<sup>②</sup>（一七〇二〜四四。法名、宗夕。以下、宗夕）による「定目」と、四代杉浦三郎兵衛利喬<sup>③</sup>（一七三三〜一八〇九。法名、宗仲。以下、宗仲）による「家内之定」「家業之定」がある。これらは岡光夫<sup>④</sup>・宮本又次<sup>⑤</sup>・藤田彰典氏<sup>⑥</sup>ら経済史・経営史の研究者によって史料として紹介され、さらに宮本・藤田氏と、宮本氏所蔵史料を用いた竹中靖一氏<sup>⑦</sup>によって詳細な分析・検討<sup>⑧</sup>がなされている。

これらの家法とその検討に対して藤田彰典氏は、以下の二つの問題点を指摘する。

その一つは、岡・宮本氏が紹介した家法には「成文年代の記述が欠けて」<sup>⑨</sup>おり、そのため「三氏（岡・宮本・竹中氏を指す注、植田）の家法の理解や解釈の上では、年代の想定からくる不十分な点が見られる」というものである。そもそも杉浦家の家法が注目される一因は、「家内之定」「家業之定」を記した四

代宗仲が熱心な心学信奉者であったところにある。よって研究者の関心は、家法に及ぼされた心学の影響に向けられることになる。ところが岡・宮本氏の紹介した家法にはその成立時期が記されておらず、その検討も心学とは関わりがなかったと見られる三代宗夕と、心学信奉者であった四代宗仲を未整理のまま論じている部分<sup>⑩</sup>がある。藤田氏の「不十分」という見解はこの点を指摘したものである。本稿は家法の成立時期を改めて整理するとともに、岡・宮本氏の紹介した家法に成立時期が記されなかった事情についても言及する。

指摘の二つ目は、岡・宮本氏と藤田氏が紹介した家法の条目数が異なっている点である。藤田氏が紹介した家法は杉浦家の現当主杉浦利之氏所蔵のもの、岡・宮本氏のもは写本とされる。では、なぜそれらの条目数が異なるのか、その理由は藤田氏も明らかにされていない。

本稿は、以上の二点を検討することを課題とする。

## 一 家法の作成者・成立時期・条目数

### 1 作成者と成立時期

表1に、岡・宮本・藤田氏が紹介した家法の名称、条目数、成立時期とその記載の有無を示した。

表1 岡・宮本・藤田氏が紹介した杉浦家の江戸期の家法

家法	紹介者	岡 光夫氏 <sup>①</sup>	宮本又次氏 <sup>②</sup>	藤田彰典氏 <sup>③④</sup>
定目	名称	「先代定」	「先代之定」	「定目」
	条目数	25 箇条	24 箇条	25 箇条
	成立時期	記載なし	記載なし	享保 19 年 9 月 25 日
家内之定	名称	「家内定」	「家内之定」	「家内之定」
	条目数	本文 14 箇条と附録 4 箇条	同左	本文 22 箇条と附録 6 箇条
	成立時期	記載なし	記載なし	天明 2 年正月頃 (箱書)
家業之定	名称	「家業定」	「家業之定」	「家業之定」
	条目数	本文 11 箇条と『都鄙問答』からの引用部分	同左	本文 17 箇条と『都鄙問答』からの引用部分
	成立時期	記載なし	記載なし	天明 2 年正月頃 (箱書)

出所)

①岡光夫「京都商人杉浦家の家則」『経済学論叢』(同志社大学) 第 16 巻第 2 号、1967 年。

②宮本又次「杉浦三郎兵衛家の家法について」『近世日本経営史論考』東洋文化社、1979 年。

③藤田彰典「京都の商家杉浦大黒屋の家訓(上)」『京都文化短期大学紀要』創刊号、1984 年 4 月。

④藤田彰典「京都商人杉浦家の家法と経営」『京都文化短期大学紀要』第 16 号、1991 年 12 月。

まず、「定目」とは、三代宗夕が享保一九(一七三四)年九月二五日に記した「定目二十五箇条」を指す。これは杉浦家や大黒屋では「御定目」と呼ばれたが、<sup>⑪</sup>四代宗仲が「家内之定」「家業之定」を作成した後は、それらと区別する意味で「先代之定」とも呼ばれた(本稿では、以下「定目」と記す)。

次に、「家内之定」「家業之定」は、四代宗仲が「定目」を土台として、そこに心学の教えを盛り込んで作成したものである。成立時期は藤田氏が指摘しているように、これらが納められた箱の箱書に天明二年（一七八二）正月八日とあることから、天明二年の正月頃に作成されたものと見られる。<sup>12</sup>

## 2 条目数の違い

条目数は、「定目」に関しては岡・藤田氏のものとは二五箇条であるのに対し、宮本氏のものとは二四箇条と一箇条少ない。また、「家内之定」に関しては藤田氏のもの本文二二箇条と附録六箇条であるのに対し、岡・宮本氏のもの本文一四箇条と附録四箇条となっており、「家業之定」に関しては藤田氏のものが一七箇条、岡・宮本氏のものは一箇条と、かなりの違いが認められる。条目数が異なる理由として藤田氏は、岡・宮本氏のものよりもどちらも写本である点を挙げている。<sup>13</sup>では、なぜ写本の条目数が少ないのであろうか。

条目数の違いは次の点からも注意を引く。それは三代宗夕が「定目」を、「右二十五箇条之趣毎月七日別家之輩、并見世惣中令会合為読聞之」と毎月七日に会合の席で店中に読み聞かせることを指示し、また四代宗仲も「家内之定」「家業之定」を「月かはりに読むへし」と命じている点である。三代・四代当主

ともに家内・店中における家法の周知徹底と各条目の遵守を強く希望したことがわかり、そしてこの指示は、家法が唯一無二であった印象すら与える。それにもかかわらず条目数の異なる家法が存在したということは、そこに何か特別の目的や事情があったことが推測でき、以下ではそれぞれの家法の所持された場所、筆写の経緯、条目の内容などに着目して条目数の異なる理由を検討する。

## 二 岡・宮本・藤田氏が紹介した家法の相違点

表2は岡・宮本・藤田氏が紹介した家法の所持されていた場所、写本の場合は筆写した人物とその時期について示したものである。それぞれについて説明しよう。

### 1 藤田氏の紹介分

藤田氏の紹介した家法は杉浦家の二代目杉浦利之氏が所蔵していたもので、三代宗夕による「定目」は卷子に仕立ててあり、「家内之定」「家業之定」は『石田先生語録』（ただし、その一部）とともに冊子仕立てとなっている。そして、「家内之定」の附録の第五条が「江戸支配人別宅持候義ハ（下略）」と、江戸支配人に対する指示となっていることから、藤田氏の紹介した

「家内之定」「家業之定」は江戸石町店宛てに発せられたものと考えられる。

表2 家法が所持されていた場所、および筆写された時期

	定目（先代之定）	家内之定	家業之定
藤田氏が閲覧したもの 所持されていた場所	杉浦家	江戸石町店	江戸石町店
岡氏の所蔵分 所持されていた場所 筆写した人物 筆写した時期	坂江家* 8代利用 利用幼年の頃	坂江家* 不明 不明	坂江家* 不明 不明
宮本氏の所蔵分 所持されていた場所 筆写した人物 筆写した時期	岐阜店 利貞（後の9代） 嘉永7年8月8日	岐阜店** 不明 不明	岐阜店** 不明 不明

出所) 表1の①～③および、京都府立総合資料館所蔵『杉浦家歴代日記』より作成。

注) \* 幕末期に京店の写本を一時、坂江家に保管を依頼したもの。

\*\* 京店の写本と見られる。

## 2 岡氏の紹介分

岡氏の紹介した家法は、「家則四冊」と上書きされた袋の中に、「先代之定」「家業之定」「家内之定」および儉約の申合せ等を記し

たものが封入され、袋の裏面には慶応元年一月二八日に袋入りし、江州太田村坂江重右衛門に預け、明治五年に杉浦家が受取り、修学院の別荘に保管した旨が記されている<sup>20</sup>。この点を「日記」<sup>21</sup>で確認したところ、慶応元年一月二八日の条に、「坂江十次郎様<sup>22</sup>出立。利用幼年之節、写置候当方定目、右同人方へ非常手当ニ預ケ置事」とあり、ここから岡氏の「定目」は利用（大黒屋八代当主杉浦三郎兵衛利用）が幼年期に筆写したものであることが判明した。「家内之定」「家業之定」については筆写した人物・時期は不明だが、これらは維新の混乱期に大切な家法類の破損・焼失を避けて江州の坂江家に保管を依頼したものと見られる。なお、「家内之定」の附録の第二条が、「京店支配人別宅持候義は（下略）」と京店支配人に対するものとなっていることから、坂江家へ預けられた「家内之定」「家業之定」は京店におかれていたものの写本と考えられる。

## 3 宮本氏の紹介分

宮本氏が紹介した「先代之定」すなわち「定目」は、岡・藤田氏のものよりも一箇条少ない二四箇条である。「先代之定」には筆写の年月日と見られる「嘉永七申寅年八月八日<sup>23</sup>」の日付がある。これを「日記」の記述に照合したところ、嘉永七年八月九日の条に、「利用、此度用向きニ付、岐阜店へ出立。（中略）岐

卓店御定目無之故、此度先代之定ヲ写、箱万事新調ニ致持下ル  
 并 伝言書何れも筆者利貞<sup>26</sup>と記されていた。つまり、岐阜  
 店<sup>26</sup>にはそれまで「定目」すなわち「先代之定」が遣わされてい  
 なかったため、八代利用が弟利貞（のち、九代杉浦三郎兵衛利  
 貞）の書き写した「定目」を持ち下ったことが確認できた。こ  
 こから宮本氏所蔵の「先代之定」は、大黒屋岐卓店が所持して  
 いたものと考えられる。

「家内之定」「家業之定」については、「家内之定」の附録の記  
 述内容が岡氏のものと同様に京店に対するものとなっているた  
 め、筆写した人物・時期については不明だがこれも京店のもの  
 の写本と見られる。そして宮本氏は、「古書肆より、（中略）製  
 本されて三冊の冊子になって<sup>27</sup>」いるものを入手していることか  
 ら、これら三冊は大黒屋岐卓店が所持していた「先代之定」「家  
 内之定」「家業之定」と見なしてよいと思う。

ここまでの検討で、岡・宮本・藤田氏が紹介した家法が所持  
 されていた場所と、岡・宮本氏所蔵の「定目」の筆写の経緯が  
 明らかになった。

なお表2で、岡・宮本氏の「家内之定」「家業之定」に関して  
 は筆写した時期・人物を不明としたが、これは、①「家内之定」  
 「家業之定」がかなり長文であること、②岡氏の場合、写本の目  
 的が幕末期の混乱から家法の破損・焼失を回避することにあっ

たこと、③宮本氏の場合、岐阜店の開設時期（天保末年）が遅  
 いこと、以上の三点から、それらはその時々々の必要に応じ上層  
 の手代が筆写した可能性が高いと判断したためである。ただし、  
 この点に関しては今後も史料類の記述を注意して見ていきたい。  
 次では、それぞれの家法の記述内容に焦点を当て、条目数の  
 違いについての検討をすすめる。

### 三 「定目」の条目数の違い

「定目」はその全文を岡・宮本・藤田氏がそれぞれ紹介してお  
 り、紙幅の点からもここで繰り返すことはしない。そこには商  
 人としてのあり方、奉公人としての心構えや守るべき規則、商  
 人に関する注意などが記されている。

条目数は、岡・藤田氏のものが二五箇条、宮本氏のものは二四  
 箇条である。岡氏と藤田氏の条目数が同じであるのは、藤田氏  
 のものは杉浦家家蔵の「定目」を閲覧したものであり、岡氏の  
 のものは利用（八代当主）が幼年期に家蔵の「定目」を筆写した  
 ものであることに因る。

一方、宮本氏のものは、既述のように利用の弟利貞が筆写し  
 たものを利用が嘉永七（一八五四）年八月九日、岐阜店に持参  
 したものである。その「定目」には二四箇条の条目に続けて次

のように記されている。<sup>(28)</sup>

右二十四箇条之趣、毎月七日別家の輩并見世惣中参会合  
為読聞之善悪無依、怙鬚賈万事致評議、若不埒不勤之族於有  
之は老若之無撰命異見、急度可為相改候、此定目之旨趣無  
懈怠後代至迄可守慎者也

右者先祖

宗夕居士之御定也愈堅固に可守慎事

嘉永七甲寅八月八日

利(花押)

最後の二行、すなわち、「右者先祖 宗夕居士之御定也愈堅固  
に可守慎事」の部分は筆写の際に書き加えられたものと見られ、  
岡・藤田氏の「定目」には記されていない。また、ここに「右  
二十四箇条」とあることから、欠落している一箇条は写し漏ら  
したのではなく意図的に削除されたと考えられる。では、な  
ぜ削除されたのであろうか。

該当する条目は岡・藤田氏の「定目」では第二四条にあたる  
次の一箇条<sup>(29)</sup>で、内容は不寝番などの防火・防犯を役目とした者  
に対する注意となっている。

一 不寝番及深更酒吞申間敷候春夏とりつき当番難勤候、  
尤家内并土蔵辺度々見廻り可申候、其余相応之稽古い  
たし当番相勤可申候、朝の頃また寝いたすましく候用  
向欠申候多候事

ただし、「定目」にはこれとは別に防火・防犯の注意として次  
の一箇条<sup>(30)</sup>がある。

一 火の用心昼夜にかきらす可入念、夜分土蔵の内并二階  
へともし火揚候ハ、兩人宛行可申表の大戸四ツ限に錠  
をろし可申事

ここから削除された一箇条は、条目の内容が「定目」が遣わさ  
れた嘉永七年当時の岐阜店の実情にそぐわないものであったた  
め、筆写の際に削除されたと考えられる。

四 「家内之定」「家業之定」の条目数の違い

1 「家内之定」「家業之定」の概要

「家内之定」「家業之定」も各氏がその全文を紹介しており、紙  
幅の点からもここでは省略する。「定目」との形式面での違い

は、家法を目的別に家内と家業に分けているところにある。では、それぞれの構成と内容を簡単に説明しておこう。

「家内之定」は、冒頭に正徳元年（一七一）五月に出された「定」<sup>(21)</sup>（全九箇条）を書き写した「御制札之覚」が載せられており、その後に「家内之定」の本体部分が続く。本体部分は条目・末文・附録から成り、条目には大黒屋の奉公人及び一統に対する日々の心構えが、末文<sup>(22)</sup>には「家内之定」の作成の趣意が述べられ、附録は補足条目を記したものである。

「家業之定」は、冒頭に石田梅岩の『都鄙問答』卷之一「商人ノ道ヲ問フ段」からの引用部分<sup>(23)</sup>が載せられている。その後には営業面での諸注意や奉公人の心構えなど、主に業務に関わる条目が並ぶ。そして、最後の条目（藤田氏の第一七条、岡・宮本氏の第一一条）に続けて、大黒屋の経営の指針、奉公人の行動規範の抛り所として『都鄙問答』卷之二「或学者商人ノ学問ヲ譏ノ段」を要約・引用したものが載せられている。

## 2 条目数の違い―店舗間の相違

条目数は藤田氏のもものが、「家内之定」は二二箇条と附録六箇条、「家業之定」は一七箇条と『都鄙問答』からの引用部分。これに対し岡・宮本氏のもものは、「家内之定」は一四箇条と附録四箇条、「家業之定」は一箇条と『都鄙問答』からの引用部分と

なっている（表1参照）。

条目数以外での両者の違いは、二節で述べたように藤田氏のものには江戸石町店宛てに発せられたもの、岡・宮本氏のものには京店宛てに発せられたものの写本という点にある。つまり条目数は家法の発給先、すなわち店舗により異なったと見ることができる。では、なぜ店舗間で条目数が異なったのであろうか。

理由の第一に挙げられるのが、大黒屋内における江戸石町店重視の姿勢である。大黒屋は江戸期には本店である京店を含め五店舗を設けたが、「家内之定」「家業之定」が作成された天明二年（一七八二）当時は、まだ京店と石町店の二店しか存在していない<sup>(24)</sup>。この二店は創業以来京店を仕入店、石町店を販売店とその役割を分担し、車の両輪のように一致協力して商いを進展させていった。両店の関係は大黒屋内に本店である京店と同等に「江戸店」<sup>(25)</sup>である石町店を重視する姿勢<sup>(26)</sup>を生じ、これが京店と一律でない、石町店独自の条目の作成に繋がったと思われる。

理由の第二としては、家法による合理的で実効性のある店舗管理が目指された点が挙げられる。大黒屋は三代宗夕の時に経営基盤の構築と商家としての基礎固めが完了しており、宗夕による「定目」の作成はその一環と見なすことができる<sup>(27)</sup>。次の四代宗仲による家法は、石田梅岩の教えを盛り込んだところにそ

の特色があるが、家法それ自体にも先代の「定目」に比べ、一歩進んだ工夫や改善が認められる。その一つが家法を目的別に家内と家業とに分け、それぞれの条目を吟味・整序した点である。さらに目を引くのが、京店と石町店の営業内容の違いを勘案した条目の作成である。これは家法の基礎部分を両店共通としつつも、一部をその店の実情に合った独自の条目とすることで、より合理的で実効性のある店舗管理・奉公人管理を目指したと見られる。

差し当たり以上の二点が、店舗間で条目数の異なった理由と考えられるが、次では条目の内容に着目してその点をさらに検証する。

### 3 「家内之定」の条目数の違い

ともに京店の写本である岡・宮本氏の「家内之定」は、全条目数、条目の順序、条目の中身や文言が一致している。<sup>(26)</sup>そして、岡・宮本氏のもものは藤田氏のものから一部の条目が欠落しており、両者を対比させると表3のようになる。

表3 「家内之定」の比較

藤田氏分 (江戸石町店)	岡・宮本氏分 (京店)
第1条～第6条	第1条～第6条
第7条	■
第8条	■
第9条	■
第10条	■
第11条	第7条
第12条	第8条
第13条	■
第14条	第9条
第15条	■
第16条	■
第17条	第10条
第18条	■
第19条	第11条
第20条	第12条
第21条	第13条
第22条	第14条

出所) 表1の①～③。

表3を説明すると、条目の第一条から第六条までは両者に違いは見られない。岡・宮本氏分の■印を付けたものが欠落している条目で、それ以外のものは、例えば藤田氏の第一条と岡・宮本氏の第七条は同じものである。以下、同様に表の左側(藤田氏分)と右側(岡・宮本氏分)の条目が同一の内容となっている。

岡・宮本氏のものに欠落している八箇条(■印)、言い換えると江戸石町店の「家内之定」にのみ見られる条目は次のもの<sup>(27)</sup>である。

- 一 傍輩平常の付会詞つかい放蕩に申合ましき事、夜四ツよりまへ見勢にて打臥寝候義無用たるへし、隙ある時は読書手習等相応の稽古あるへし、子供毎夜手透之節 hands跡算盤等稽古いたし候様ミなくひきまはし申さ



- 一 昼夜にかきらす仮寝<sup>うたたね</sup>致間敷候、寝どころ変申しき事  
(第七条)
- 一 夜番の者家内并土蔵の辺度へ見廻申へし深更におよ  
ひ酒吞申しき事 (第九条)
- 一 面々衣類手廻りの道具等簡略いたし分限より内端にい  
たさるへく候、定り小遣給分の外遣ひこし致ざる様に  
心得らるへし、何れも其本をハ忘れずして行末を思慮  
あるへき事 (第一〇条)
- 一 店遣用の調度とも断なく相調申間敷候、造作等の義勿  
論の事 (第一三条)
- 一 惣して常へ内外ともに大酒無用に候、祝儀の節ハ相  
心得給へき事 (第一五条)
- 一 五節句休日の外碁将碁一切致間敷候、其折からとても  
物真似などの類無用たるへき事 (第一六条)
- 一 何方へ罷出候とも往所を支配人へ断申出へし、若不時  
に風吹出候か遠方たりとも火事これあり候ハ、早速帰  
り可申事 (第一八条)

これらは読み書き算盤の訓練の勧め、言葉使い・うたた寝・夜番・衣類や身の回りの道具類・飲酒・娯楽についての注意、外出時の心構えなど、総じて奉公人の日常生活に関する注意となっている。要するにこれらの条目は、京の本店から目の行き届きにくい江戸石町店に対し、より細やかな注意や指示を条目に加えることで奉公人管理の徹底を図ったものと考えられる。

#### 4 「家業之定」の条目数の違い

同様に、「家業之定」の条目数を対比させたものが表4である。表4を説明すると、条目の第一条から第三条は同じもの、■印を付けたものが欠落している条目で、それ以外は表の右側と左側の条目の内容が一致している。

表4 「家業之定」の比較

藤田氏分 (江戸石町店)	岡・宮本氏分 (京店)
第1条～第3条	第1条～第3条
第4条	■ (※第4条)
第5条	■
第6条	■
第7条	■
第8条	■
第9条	第5条
第10条	第6条
第11条	■
第12条	第7条
第13条	第8条
第14条	第9条
第15条	第10条
第16条	第11条
第17条	

出所) 表1の①～③。

注) ※第4条は京店独自のもの。

欠落している条目(■印)、すなわち江戸石町店の「家業之

「定」にのみ見られる条目は次のものである。<sup>38)</sup>

- 一 見勢土蔵ともに売物多少に気を付、諸色そこなひ申さぬ様に常く取まはし致へし、売物好嫌のおもはく遠慮なく相談これあるへき事(第四条)
- 一 諸勘定古格の通十日目に改め、且金銀銭等ハ店詰の別家衆改め申さるへき事、尤当座帳は支配人相記し勘定のあたり改めは店詰の別家衆致さるへき事(第五条)
- 一 金銀浮貸借り堅く無用に候、たとひ口数多く成候とも委細に相記し帳合可致事(第六条)
- 一 着座の行儀相心得たしなむへき事(第七条)
- 一 面々支配の売付方ハ申におよはず外支配の売付方相手留主の節御入来候ハ、隔心なく売渡し疎略に致されましく候、并に出し物等の義老若をいはす相互にこゝろよく助あふへき事(第八条)
- 一 商用事に付罷出其先より自分知る人の方へ立寄申問敷候、其外道より別て芝居遊女や諸見物遊山等堅無用たるへき事  
但し外へ罷出候時うら店より出入いたすまじき事(第一一条)
- 一 御得意方へ此方より諸代物を持出し商ひ候事近年諸方

これに在候、此方店ハ古来より持出し商候義これなく候間弥其心得たるへく候如才なく下直にさへ売渡申候ハ、遠方の御得意様にても御入来下され御買物出来へく候、右抵の義にて外へ人を出し申ハ宜からぬ事なり(第一一条)

これらは主に販売業務に関する注意であることから、販売店である石町店の営業内容を勘案し、それらに関わる注意・指示が条目に加えられたものと見られる。

さらに「家業之定」で注目されるのは、岡・宮本氏(京店)の第四条が藤田氏(江戸石町店)とはまったく異なる点である。京店の第四条は次の一箇条<sup>39)</sup>である。

- 一 惣て買先の商人衆へ対し無礼なき様に心かくへし、買物直段の義ハ随分吟味すへき事ながら、買先へ対し意路わるき挨拶などを申かけ売方に迷惑ながらも曲て是を負させ候様成事を堅く慎まるへし、売方と買方とハをのつから頼むと頼まる、とあるか如くなれと、売も商人也、買ふも商人也、互に天下の通用にて今日のもすきなる事を知へし、又常々に買先の衆のミを相手とする時は、我れしらすして身も心も高振る癖のつき

易きもの也、是めいめい一分に世帯を持候ときの為に  
宜しからぬ事なれハ、此あしき癖をつけざる様に平常  
に心得申さるへき事（第四条）

これは上述の石町店の第四条以下の数箇条が、販売店である石町店の実情に即した条目となっているのと同様、仕入店である京店の実情に即して仕入業務に携わる奉公人の心構えを述べたものとなっている。しかしながら注目すべきは、この一箇条が梅岩の教えに基づいた商いの心得を説く内容となっている点である。この理由については今のところ未詳だが、考えられるのは四代宗仲が奉公人教育の一環として京店奉公人に心学を学ばせたこととの関連である。つまり、日常的に梅岩の教えに接していた京店奉公人に対しては、その教えを条目に取り入れて奉公人教化の一助としたのではないか。そのような推測ができるが、この点はさらに考察を深めたい。

ここまでの検討から、四代宗仲は家法の発給先の実情を考慮して条目を作成することにより、合理的で実効性のある奉公人管理や店舗管理を目指したことが窺えた。それが家法の条目数に差を生じた理由と考えられる。こうした店舗の実情を勘案した店舗管理の方法は四代以降も踏襲されたようで、その点を垣間見せるのが岐阜店の事例である。

## 五 岐阜店の「定」について

嘉永七年八月九日、八代利用は岐阜店に「定目」の写本とともに「定」<sup>(4)</sup>（全二二箇条）を持参している。「定」は、利用と利貞の連名で岐阜店中に宛てた店則と見られるもので、その全文を次に示す。

### 定

- 一 店惣中朝寝不致様相心得日々行跡相改可申、尤起番之者別段早く起き見セを明ケ掃除叮嚀ニ可致事（第一条）
- 一 夜四ツ打候ハ、店を片付、支配人表口裏口土蔵辺無意火之用心等見廻り惣中人数相改不取締之義無之様可致事（第二条）
- 一 常々見世人なしに致置へからず、尤手透之節とても二階土蔵裏廻り等え猥に不可立入面々の居場所相離れ申間敷様相心得、上輩の者行届候様世話可致事（第三条）
- 一 惣て買先取引衆へ対し無礼なき様に心懸へし、且又常々買先衆を相手とする時ハ我知らずして身も心も高振癖の付易ものニ候へハ銘々急度相慎可申事（第四条）
- 一 私用ニ付無抛他出致候ハ、其趣委細相断可申候、尤朝飯後罷出昼迄ニ帰店可致不得止事、昼後出候ハ、暮迄

に帰店可致刻限遅滞ニ及候ハ、可為越度、尤近辺隣家迄も商用之外猥出申間敷候、此旨銘々相心得可申事(第五條)

一 衣類手廻りの道具并はきもの等に至迄異風物好無之様銘々慎分限より内輪に可致候、尤自分任セに致間敷事(第六條)

一 店惣中給分より遣越に不相成候様常々可心懸候、尤二季勘定の砌遣越に相成候ハ、急度令異見不相用者於有之ハ京都え沙汰に可及事(第七條)

一 金銀之貸借等一切致間敷候、若無抛義有之候ハ、多少ニ不限其趣老分之者え相談之上執斗ひ、尚また京都え可相達事(第八條)

一 他所途中にて金銀錢其外何によらず拾ひ候義堅無用之事(第九條)

一 火事の節為遠見罷出候義二人限に相定、火元相知れ候ハ、早速帰店可致候、其時宜ニ順、老分之者差図可有、自然近火に有之候ハ、尚以相心得可申事(第一〇條)

一 到来物等有之節酒呑候共長座致間敷、大行ニ不相成候様台所にて質素に給可申、必不取締之義無之様可心得事(第一一條)

一 台所用日々の事に候へハ賄費無之様取廻しいたし裏店

男万事無油断相勤可申事(第一二條)

右之條々堅相守、惣中和合第一に心懸ケ、互に示会心得違者出来不申様励ミ可勤者也

利用

利貞

嘉永七甲寅年八月八日

岐阜店中

「定」の各条目を見て気付くのは、それらが江戸石町店の「家内之定」「家業之定」にしかない条目に類似している点である。表5はそれらをまとめたものであるが、「家内之定」に関しては表3で■印を付けた八箇条のうち四箇条が、「家業之定」に関しては表4で■印を付けた七箇条のうち二箇条が、岐阜店の「定」の条目と類似している。ここから岐阜店の「定」は、京店の写本である岐阜店の「家内之定」「家業之定」を補完する目的で発せられたものと見られる。けれども、岐阜店は江戸石町店とは店の規模も営業内容も異なるため、ここでもまた岐阜店の実情に合った条目が選択されたことが窺える。

おわりに

本稿が第一の課題とした家法の成立時期については、藤田氏の先行研究を整理してその時期を明示した。また、家法の成立時期が記されていないなかった岡・宮本氏のものについては、「定目」に関しては「日記」の記述から、岡氏のものとは八代利用が幼少期に筆写したものであり、宮本氏のものとは嘉永七年に利用

表5 江戸石町店の「家内之定」「家業之定」と岐阜店の「定」の比較

江戸石町店の「家内之定」「家業之定」には含まれるが、京店の「家内之定」「家業之定」にはない条目		岐阜店の「定」で該当する条目
家内之定	(主な内容) 第9条 防火・防犯のための夜番に関する注意 第10条 衣類・道具類は質素に。浪費の注意 第15条 飲酒に対する注意 第18条 外出時には行き先を告げ、他所の火事であっても火事の発生時にはただちに帰店すること	第2条が類似 第6条・第7条 第11条 第10条
家業之定	第6条 不正な貸借の禁止 第11条 商用で外出した際の注意	第8条 第5条

出所) 表1の①～③および、京都市歴史資料館所蔵『杉浦家文書』整理番号291「定」より作成

の弟利貞が筆写したものであることが明らかになった。

第二の課題については、まず宮本氏の「定目」(二四箇条)が岡・藤田氏のもの(二五箇条)と比べ一箇条少ないのは、岐阜店(宮本氏分)の実情に合わせて意図的に削除されたためと判断してよいと思う。「家内之定」「家業之定」に関しては、店の実情に即して京店と江戸石町店とで一部異なる条目が作成されたこと、それが条目数に差を生じた理由と見られる。そしてその要因としては、四代宗伸が合理的かつ実効性のある店舗管理を目指した点が挙げられる。なお、本稿で十分解明できなかった点については、引き続き日記や史料類の記述に注意し、明らかにしていきたい。

\*本稿で使用した文書・日記などの史料は、読み易くするため適宜句読点を付した。また、異体字は常用漢字に、変体仮名(江・可・而・須・耳・遍・毛・累など)は、平仮名に直した。仮名の反復記号は「ヽ」「々」「く」の3種とし、「ゞ」は「々」に改めた。略体は通常の字体に改めた(例えば、「ハ」は「候」)。

#### 注

(1) 大黒屋の初代内海清兵衛義清は、杉浦八右衛門(道伯)の娘美喜との結婚後、杉浦姓に改姓。そして、二代目以降杉浦家当主は代々三郎兵衛を名乗る。

(2) 岡光夫「京都商人杉浦家の家則」『経済学論叢』(同志社大学)

第二六巻第二号、一九六七年。

(3) 宮本又次「杉浦三郎兵衛家の家法について」『近世日本経営史論考』東洋文化社、一九七九年。所収。

(4) 藤田彰典「京都の商家杉浦大黒屋の家訓(上)」『京都文化短期大学紀要』創刊号、一九八四年四月。

(5) 宮本前掲書「杉浦三郎兵衛家の家法について」。竹中靖一「石門心学の経済思想」(増補版) ミネルヴァ書房、一九七二年(初版一九六二年)、附録「Ⅱ心学関係者の家法について」。藤田彰典「京都商人杉浦家の家法と経営」『京都文化短期大学紀要』第一六号、一九九一年一二月。

(6) 藤田前掲論文「京都商人杉浦家の家法と経営」三頁。

(7) 藤田前掲論文(同前)三頁。

(8) 杉浦宗仲は、二歳の時に石田梅岩に入門し、梅岩没後は富岡以直・斎藤全門らに師事して終生心学を学び続けた。拙稿「杉浦宗仲と梅岩心学」『経済学論叢』(同志社大学) 第六四巻第四号、二〇一三年、三月。を参照されたい。

(9) 三代宗夕による「定目」の内容に対して藤田氏は、「全体として石門心学が背景をなしたとは考えられない」(藤田前掲論文「京都商人杉浦家の家法と経営」一八頁)と述べている。心学信奉者の四代宗仲とその父三代宗夕の關係に類似しているのが、心学者手島堵庵とその父上河宗義である。柴田実氏は上河宗義が著した『商人夜話草』について、「享保時代の商人としてかれが日常抱懐していた所の欲求や願望、またそれを達成するためににつき心掛け、日用実践すべ道徳や訓戒をばみずからのことばで率直に説く」たものと評している(柴田実「梅岩と

その門流」ミネルヴァ書房、一九七七年。九七〜九八頁)。三代宗夕による「定目」も、これと同様に位置付けられるのではな  
いかと考える。

(10) 例えば宮本前掲書で、「先代之定」(Ⅱ三代宗夕による「定目」の中の一文を引用して「石門心学的発想」(一三三頁)としている点。あるいは、竹中前掲書(七三〇〜七四五頁)では心学関係三家の家法の比較を行なっているが、その中に杉浦家の「先代之定」を含めている点(七四二〜七三頁)を指すと思われる。

(11) この点は、『杉浦家歴代日記』(京都府立総合資料館所蔵)の記述や残存文書類から確認できる。

(12) 藤田前掲論文「京都商人杉浦家の家法と経営」二〇頁の注9参照。

(13) 藤田前掲論文「京都商人杉浦家の家法と経営」三頁。

(14) 京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号447「定目二十五箇條」。

(15) 藤田前掲論文「京都の商家杉浦大黒屋の家訓(上)」一五一頁。

(16) 藤田前掲論文、一五〇頁。なお、現在これらは京都市歴史資料館に「杉浦家文書」の整理番号439「家内之定」、整理番号440「家業之定」、整理番号447「定目二十五箇條」として所蔵されている。

(17) 「家内之定」の第五条に、「主人常に心得へき事ハ石田先生御示治家の章、家内を義にむかはしむるの章別書に記せる如く慎ミ守るへし」とあり、この別書とは『石田先生語録』から一部分を抜粋して冊子にまとめたもので、「家内之定」「家業之定」とともに箱に納められている。なお、「治家の章」は『石田先生

語録」卷二の一四、ある人の「家を治める心得」の問いかけに對する梅岩の答えが記されたもの。「家内を義にむかはしむるの章」は、同じく卷三の二二で、家内の者をいかにして義に向かわせるかという問いに對する梅岩の答えが述べられたものである。

(18) 前掲「杉浦家文書」整理番号439「家内之定」。

(19) 杉浦家と坂江重右衛門家の關係を簡単に説明しておく。坂江家は初め光姓を名乗り、比叡山延曆寺の家臣(寺侍)であった光与左衛門(法名、宗伯)が元龜二年(一五七二)織田信長の比叡山焼討ちにあつて郷士に転じたことに始まる。その後、与左衛門実子与吉郎(法名、宗玄)から与吉郎嫡子五郎兵衛(法名、宗清)へと家督が譲られ、五郎兵衛の時に帰農して五郎兵衛嫡子重右衛門(法名、玄心)が家督を継いだ。しかし、重右衛門が早世したため五郎兵衛の次男五郎兵衛(法名、宗善)がこれを継ぎ、この五郎兵衛(宗善)の時に坂江姓に改姓する。坂江五郎兵衛には男子が四人いたが、長男は早世、次男は坂江五郎兵衛家を相続、三男重兵衛に父の兄で早世した重右衛門の名跡を継がせ坂江重右衛門家を創設した。そして四男三郎兵衛は、大黒屋の二代目を継いで杉浦三郎兵衛利次(法名、道有)となる。さらに、初代坂江重右衛門(法名、善人)の六男九兵衛も杉浦家の家督を継いで大黒屋三代杉浦三郎兵衛利軌(法名、宗夕)となった。(出所、藤田彰典「京都商人大黒屋杉浦家の出自と系譜」『京都文化短期大学紀要』第九号、一九八八年。八四～八六頁)。このように杉浦家は坂江重右衛門家と極めて深い繋がりをもつ。

(20) 岡前掲論文、七五～七六頁。

(21) 『杉浦家歴代日記』(京都府立総合資料館所蔵)を指す。本稿では「日記」と略記した。

(22) 坂江十(重)次郎は、坂江重右衛門利恭(法名、善碩)の息子。坂江重右衛門利恭の兄新太郎は、杉浦家六代の跡を継ぎ七代杉浦三郎兵衛利為となった。なお、慶応元年当時は九代杉浦三郎兵衛利貞の代である。

(23) 岡前掲論文、八二頁。

(24) 宮本前掲書、一〇五頁。

(25) 「日記」嘉永七年八月九日の条。

(26) 岐阜店は天保末年(一八四〇年代初め頃)に開設された大黒屋の出店で、店の規模は小さい。

(27) 宮本前掲書、一一一頁。

(28) 宮本前掲書、一〇五頁。

(29) 岡前掲論文、七八頁。藤田前掲論文「京都の商家杉浦大黒屋の家訓(上)」一五五頁。

(30) 岡前掲論文、七六頁。藤田前掲論文(同前)、一五三頁。宮本前掲書、一〇三頁。

(31) 京都町触研究会編『京都町触集成』第一卷、岩波書店、一九九四年第二刷(一九八三年第一刷)、一八四～一八五頁。

(32) 末文については、前掲拙稿「杉浦宗伸と梅岩心学」「家内之定」の末文の分析―を参照されたい。

(33) 大黒屋は江戸期には五店舗を設けたが、「定目」の記された享保期、「家内之定」「家業之定」の記された天明期には、寛文三年(一六六三)年創業の京店と寛文八年(一六六八)開店の江

戸石町店の二店が存在した。他の三店舗は開店時期が遅く、江戸本所店が文政七年（一八二四）、岐阜店が天保末年、大坂店が安政頃の開店である。

(34) この一端を示しているのが後年の店舗管理の仕方で、大黒屋では京店が全店を統括・管理したが、さらに京店は岐阜店と大坂店を、そして江戸石町店が江戸本所店を管理する分掌管理の体制がとられていた（拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（2）―勤番に関する検討―」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第七九号、二〇〇七年一〇月。二三〜二四頁）。また、この分掌管理の仕方から、岐阜店が所持していた宮本氏の「家内之定」「家業之定」が京店の写本である理由も理解されよう。

(35) 前掲「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（2）―勤番に関する検討―」一九頁。

(36) 藤田氏のものも含め、三氏が紹介された家法には助詞の表記の仕方、例えば「は」と「ハ」などの違い、あるいは次表に挙げたような字句にも若干の相違が認められる。

「家業之定」に見られる字句の相違の事例
「諸色思ひつれ」（岡、第七条）
「諸色思ひいれ」（宮本、第七条）
「諸色おもひ入」（藤田、第一三条）
「家業之定」の末尾部分の相違
「（前略）長き事にあらずや」（岡）
「（前略）哀き事にあらずや」（宮本）
「（前略）哀き事にあらずや」（藤田）

しかし、これらが写本の際の写し間違いによるものか、家法の紹介者による誤読、もしくは誤植であるのかは判断が付き兼ねる。こうした違いはあるものの、全体として三氏の家法は、それぞれに共通する条目に関してはその中身が一致している。

(37) 前掲「杉浦家文書」整理番号439「家内之定」

(38) 前掲「杉浦家文書」整理番号440「家業之定」

(39) 前掲岡論文、七八〜七九頁。

(40) 四代宗伸は、京店の奉公人には『齊家論』などを授けたほか、大黒屋京店に自らが師事した富岡以直を招いて心学の指導も受けさせていた。

(41) 京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号291「定」。